	及び前条	並びに第六条第三項において読み替えて準用する前条
前条	前条	次条第三項において読み替えて準用する前条

別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　［略］

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。

	及び前条	並びに第六条第三項において読み替えて準用する前条
前条	前条	次条第三項において読み替えて準用する前条

別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　［略］

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、送電費（発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、変電費（発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、配電費（発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料　電灯料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門

電力料　電力料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門

［削る］

［削る］

［略］

［略］

営業費用

電気事業営業費用

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。）　一般需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

託送収益

接続供給託送収益　一般需要部門

［略］

［略］

営業費用

電気事業営業費用